

ぎふ清流GAP評価制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、ぎふ清流GAP評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、必要な事項を定める。

(評価規準)

第2条 知事は、要綱第4条の規定により、次の各号に掲げるところにより評価規準を設定するものとする。

- (1) 「農場評価規準」は、農業生産行為において農業の持続性を確保するために、「自然環境や農業環境」、「農業に携わる人や生活者」、「農産物と食品」などに関するリスク管理を行うための要求事項を定める。
- (2) 「組織評価規準」は、組織の管理・販売体制システム等の組織運営に関するリスク管理を行うための要求事項を定める。
- (3) 「施設評価規準」は、調製・出荷施設、貯蔵施設等の共同管理利用施設の管理システムや食品衛生管理の実施等の施設運営に関するリスク管理を行うための要求事項を定める。

(評価の申請・更新、受理及び申請取下げ)

第3条 要綱第6条又は第12条の規定により、評価を申請又は更新しようとする生産者、団体は、ぎふ清流GAP評価申請書（様式第1号の1又は様式第1号の2）に、次の各号に定める必要な書類を添付し、当該生産する生産者、団体の主たる事業事務所、農業教育機関等の所在地を所管する農林事務所長に提出する。評価規準2020の申請は、令和5年12月31日までとする。

- (1) 申請者概要（様式第2号-1、2号-2、2号-3）
 - (2) 誓約書（様式第3号）
 - (3) 情報公開に関する許諾書（様式第4号）
 - (4) 化学肥料・化学合成農薬不使用申請書（様式第5号、化学肥料、化学合成農薬不使用の区分で申請の場合）
 - (5) 申請者名簿（組織、団体で申請の場合）
- 2 農林事務所長は、第1項の規定により提出された申請書類について、申請書類の各項目の記載内容を確認し、農政部長へ進達するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、農林事務所長は、第1項の規定により提出されたときこの類の申請書類について、申請書類の各項目の記載内容を確認し、林政部長へ進達する。林政部長は、農政部長へ評価について依頼する。
- 4 要綱第21条の規定により、評価申請を取り下げようとする生産者、団体は、ぎふ清流GAP評価申請取下届（様式第18号）を当該生産する生産者、団体の主たる事業事務所、農業教育機関等の所在地を所管する農林事務所長に提出する。

- 5 農林事務所長は、第4項の規定により提出された取下届について、各項目の記載内容を確認し、農政部長へ進達するものとする。

(評価規準による評価)

第4条 農政部長は、要綱第8条第1項の規定により、前条の規定により提出された書類を受理したときは、農場評価依頼書(様式第6号)により、一般社団法人岐阜県農畜産公社(以下「公社」という。)理事長へ評価を依頼する。

- 2 公社理事長は、前項の規定により評価の依頼を受けたときは、次に掲げるところにより評価を実施する。なお、農場評価は農林水産省が策定する国際水準 GAP ガイドラインの全ての取組を遵守できているかどうかを評価する観点から、GH 農場評価制度一般規則(Ver2.2、2023年5月17日発行)の4.2、表1-1、表2-1、表5-1、5.2、5.4及び図1-1の手順に従って、評価を行う。

(1) 評価の実施について、事前に評価申請者に農場評価実施通知書(様式第7号)により通知する。

(2) 農場評価員は、第2条に規定された当該申請内容に係る評価規準を用いて評価を行う。

(3) 農場評価員は、申請に係る農産物の生産出荷期間等の適切な時期に、現地において目視、聞き取り及び計測などの方法で評価を行い、評価後速やかに評価申請者へ、一次農場評価結果通知書(様式第8号)により通知する。

(4) 通知を受けた評価申請者は、是正意向確認書(様式第9号)により是正の意向を報告するとともに、一次農場評価結果通知書の発行日から1ヵ月以内に是正結果報告書(様式第10号)を提出することにより、是正項目の再評価を受けることができる。

(5) 農場評価員は、評価を終了したときは、農場評価結果送付書(様式第11号)により評価結果を農政部長に報告する。

- 3 評価に係る事務手続き等については、前項によるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(農場評価結果の点検、判定)

第5条 農政部長は、前条第2項第5号の規定により提出された農場評価結果報告書を受理したときは、判定委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(農場評価結果報告書及び農場評価証書の交付)

第6条 知事は、要綱第8条の規定により評価の内容が適切であると判定したときは、評価生産者に対し、農場評価結果報告書(様式第12号)、農場評価証書(GH 農場評価制度一般規則の図1-1に替えて、様式第13号)を原則として交付するとともに、農場評価結果送付書(様式第14号-1、14号-2)により評価生産者及び関係機関へ通知する。

(農場評価結果報告書及び農場評価証書の再交付)

第7条 評価生産者は、交付された農場評価結果報告書及び農場評価証書を適正に保管するものとし、農場評価証書を破損、汚損又は紛失したときは、農場評価証書再交付申請書(様式第15号)により遅滞なく知事に届け出て、再交付を受けることができる。

2 農場評価結果報告書は、いかなる場合も再交付しない。

(評価内容の変更)

第8条 評価生産者は、要綱第13条の規定により、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、評価申請事項変更届(様式第16号)により、遅滞なく知事に届け出るものとする。

(1) 評価生産者の住所、氏名、所在地、名称が変更になったとき

(2) 評価申請時の事務局責任者、施設管理責任者の変更があったとき

(3) 団体の評価において、評価を受けるGAP取組構成員(生産者)の変更又は調製・出荷施設、貯蔵施設等の共同管理利用施設の新設若しくは変更があったとき

(4) 申請品目や生産方式に変更があったとき

(5) 評価規準2020による要綱第8条の評価を受けた評価生産者のうち、更新年度よりも前に、国際水準GAPガイドライン(評価規準2023)の遵守確認を希望するとき

(6) その他農政部長が報告を必要と認める事項が生じたとき

2 前項第3号から第6号に該当する場合は、様式第1号の1又は様式第1号の2の変更申請書を第3条の規定により提出するものとする。

3 知事は、第1項第3号から第6号に該当する場合は、第4条及び第5条の規定に準じ、必要に応じて評価規準による評価、判定を行うものとする。

4 知事は、第3項に規定する評価、判定を行った場合は、第6条の規定により農場評価結果報告書及び農場評価証書を原則として交付するとともに、農場評価結果送付書により評価生産者及び関係機関へ通知する。

(評価の取消)

第9条 知事は、要綱第14条の規定により、評価の取り消したときは、評価取消通知書(様式第17号)により当該評価生産者に対し通知するとともに、関係農林事務所へ通知する。

(表示方法)

第10条 要綱第16条に規定するロゴマークによる表示を希望する場合、「ぎふ清流GAPロゴマーク使用取扱要領」に基づき、所定の手続きを行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年5月6日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。